

社会福祉法人北方町社会福祉協議会役員・評議員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人北方町社会福祉協議会（以下「当法人」という）定款第10条および第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け法人業務のため、旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

区 分	費 用 弁 償
役 員	職員給与規程に規定する給料表の6級の職務にある者の旅費の例による。
評議員	職員給与規程に規定する給料表の6級の職務にある者の旅費の例による。